

超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集
 に対して提出された意見と総務省の考え方

意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
<p>・新旧対照表の改正案欄、現行欄の鹿児島県の入来観察局の所在地の「裏之名」は「浦之名」ではないのですか？</p> <p>・新旧対照表の現行欄の記載の一部が赤字で記載されていますが、これは何を意味しているのですか？</p> <p>・新旧対照表の附則には傍線がひかれていませんが、改正部分ではないのですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>当該受信設備の設置場所につきましては、総務省告示第 166 号（平成 22 年 4 月 20 日）では「鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三」と表記していましたが、確認したところ、現在の設置場所は「鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名四〇一八番地三」であるため修正いたします。</p> <p>今回の改正では、表全体を改正していますが、平成 27 年 12 月 9 日に指定の有効期間が到来したため、除外する受信設備を赤字で記載しています。</p> <p>当該附則は、本件の一部改正のための告示案にかかる附則であり、改正部分には該当しないため、傍線をひいていません。</p>	<p>あり</p> <p>（左記のとおりとする）</p>